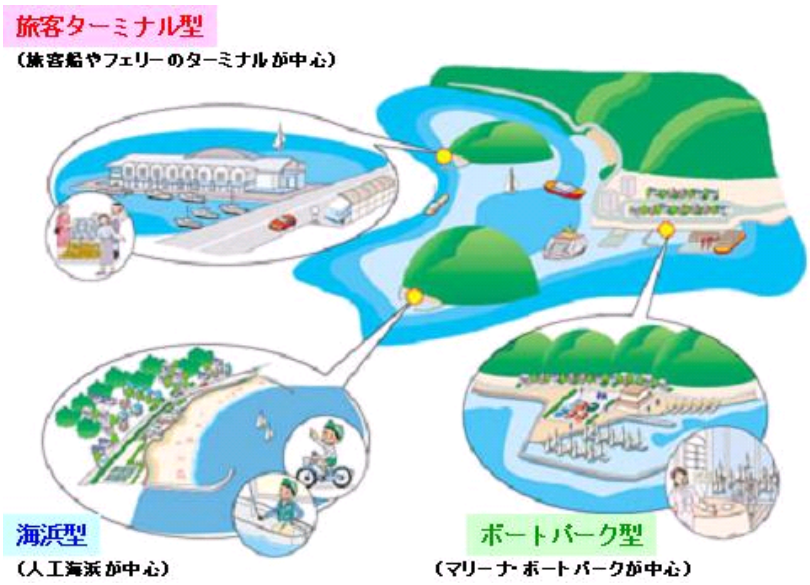
# 「みなとオアシス」制度概要

## １.「みなとオアシス」の概要

旅客ターミナル、緑地及び海浜など、「みなと」の施設やスペースを活用した地域及び、その地域に立地する交流拠点施設のうち一定の要件を満たすものについて東北地方整備局が「みなとオアシス」として認定します。また、認定した交流拠点施設については「みなと」を活用した地域交流が一層図れるよう、重点的なＰＲ等の支援を行っていきます。




▲ 「みなとオアシス」のイメージ

## ２.「みなとオアシス」の認定

みなとオアシスの認定には以下の要件を満たすことが必要です。

### （１）「みなとオアシス」として認定することができる地域

①重要港湾（特定重要港湾を含む。）及び地方港湾における港湾区域及び臨港地区、ならびに、これらの地区と一体的に利用される周辺地区

②港湾管理者の長が管理する海岸保全区域及びこれらの区域と一体的に利用される周辺地区

### （２）「みなとオアシス」の申請及び運営主体

「みなとオアシス」は一定の水準を維持するため、継続的な運営が行われる必要があります。このため申請については、その運営に責任をもって行える者が申請して頂くこととなります。

また、認定を受けた場合は申請者が中心となり、住民参加のもと、みなとの施設を活用した地域振興に資する取組を継続的に行って頂くこととなります。

なお、施設を管理していない者が申請する場合には、当該施設を管理する者と十分調整の上、申請して頂くこととなります。

（３）「みなとオアシス」の施設構成

市町村の地域特性にあわせ、地域情報・観光情報等を提供する機能、住民が交流できる機能、防災に資する機能等を有する施設で構成するものとします。

[施設の例]

- 海や「みなと」及び周辺の地域情報・観光情報等を発信する施設（観光地図、情報端末、パンフレット置場等）
- 観光客や地域住民の海や「みなと」及び周辺地域における地域交流を促進する交流スペース（会議室･広場等）
- 観光客や地域住民が利用できる休憩施設（清潔なトイレ、駐車場等）
- 交通結節点としての機能を持つ施設（旅客ターミナル、駐車場、バス停、レンタサイクル等）
- 物販飲食施設
- 観光施設（水族館、温泉施設等）
- 海浜、緑地やマリーナ
- 防災施設

３．「みなとオアシス」認定による支援措置

「みなとオアシス」の認定を受けると、以下の支援が受けられます。

（１）みなとオアシスの商標及びシンボルマーク（標章）の無償使用

（２）みなとオアシスとしての国土交通省及び東北地方整備局としての重点ＰＲの実施

（３）人材支援、情報支援、企画・運営支援、社会実験の共同実施

（４）観光団体等に対するホームページのリンク掲載等広報の斡旋

▲ シンボルマーク(標章)

４．登録手続等

（１）登録時期、書類提出期限等

みなとオアシスの認定登録は、毎年１回行います。

みなとオアシスの認定を申請する者は、所定の手続きに従って必要書類を提出頂きます。

（２）みなとオアシスの認定・登録

提出された書面等は東北地方整備局で審査し、認定要件に適合するものを認定及び登録し、登録証を授与します。

（３）登録後の手続きについて・遵守義務

①みなとオアシス登録者（以下、「登録者」という。）は、所定のシンボルマーク（標章）を用いて施設の案内を行って頂きます。また、登録証をみなとオアシス内の適切な場所に掲示して頂きます。

②登録者は、次の事項を遵守し、利用者への良好なサービスの確保に努めて頂きま

**す。**

**イ．みなとや地域に関する情報の収集・発信に協力すること。**

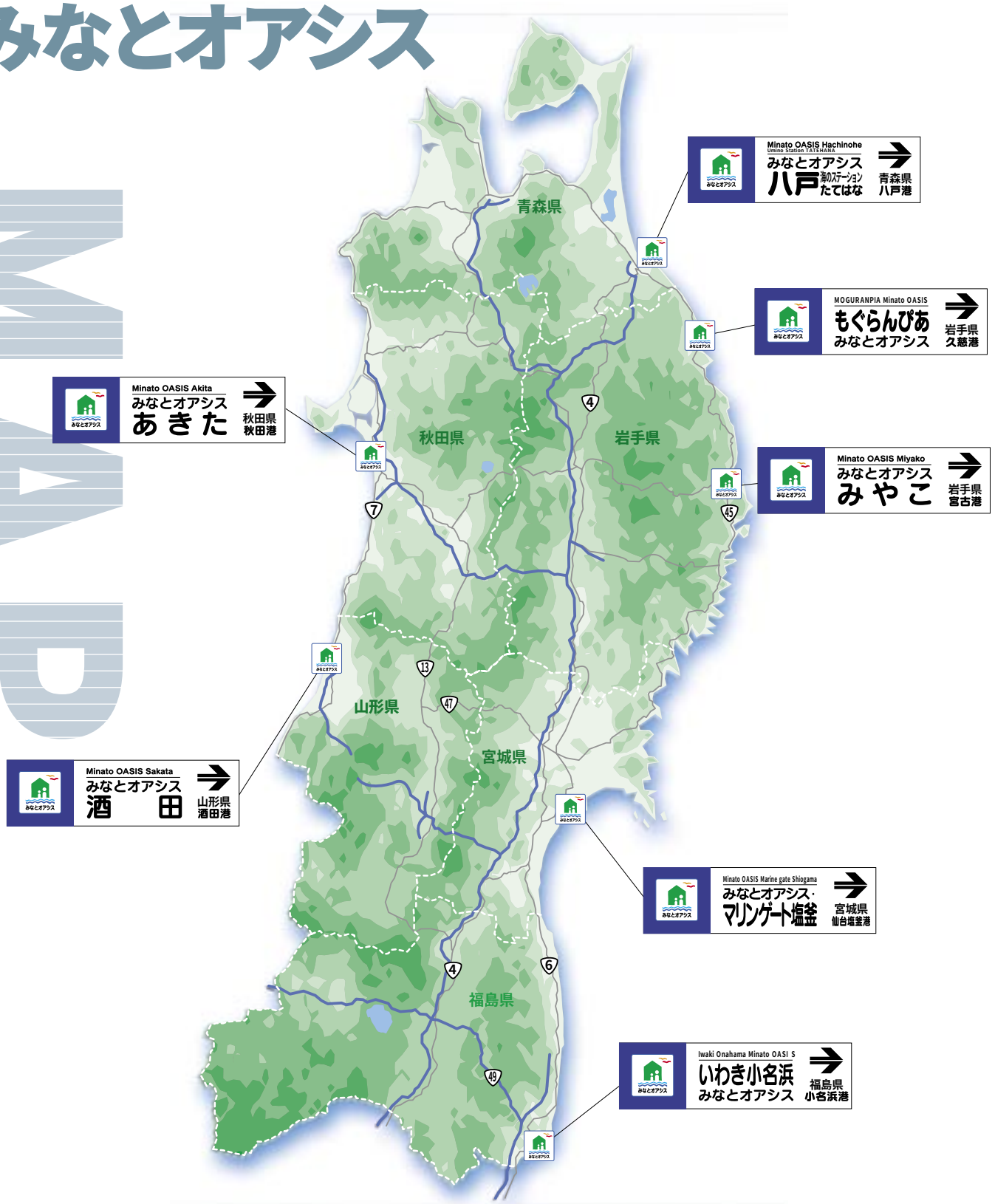
**ロ．全体の機能と魅力を高めるため、登録者が相互に連携し協力すること。**

**ハ．施設全体、特にトイレについて常に安全で快適な利用が可能となるよう適切な維持管理を行うこと。**

**③登録者が②の事項を遵守しなかった場合、また、みなとオアシスの認定要件に照らして登録を継続し難いと判断される場合は、みなとオアシスの登録を取り消すことがあります。**

**④登録者に対し、登録者が②の事項を適切に守っているか、また、みなとオアシスが適切に運営されているかを確認するため、報告を求めることがあります。**

# 東北地方のみなとオアシス




## 各種提供サービスの表示について

各種サービスを下記のマークで表します。

情報コーナー　駐車場　トイレ　旅客ターミナル　マリーナ　バス停

タクシー乗場　レンタサイクル　身障者用施設　レストラン　喫茶・軽食　店舗・売店　公園　景勝地展望地　博物館美術館　体験施設　フリーマーケット